

## 株式会社シーテック「(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業 環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年10月16日付けで株式会社シーテックより届出された「(仮称) ウィンドパーク布引北風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

### 1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成29年12月13日
- (2) 三重県知事意見 \* 平成30年3月13日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第25回)  
\*平成30年3月15日

#### ①補足説明資料

#### ②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・調査結果を整理して、生態系の典型性の注目種について追加で候補となる種があれば、準備書において付け加えることを検討すること。	・生態系の典型性の注目種について、調査の結果、選定した種以外にも候補とすべき種が確認された場合は、注目種として加えることを検討します。
・調査の結果、植生の項目でブナ林、サワグルミ林等の相対的に自然性の高い群落を確認された場合は、その群落への影響を予測評価する手法も検討すること。	・植生の結果、相対的に自然性の高い群落を確認された場合は、対象の群落について、影響の予測評価の実施を検討します。

(1)～(3)の資料については、下記URLを参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

### 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、三重県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。